

令和5年度事業計画について

I 公益目的事業

1 灯台参観業務

- (1) 全国 16 箇所の参観灯台において、地元関係団体と協力して一般の方々への航路標識事業の周知啓蒙に努める。特に、参観灯台のリーフレット、ポスターの作成・配布・掲示や案内板の作成・設置を行うとともに、支所イーゼル板や燈光会ホームページ（インスタグラム、イベントポータルサイト、YouTube等）の更新に努める等、参観灯台のPRの強化により参観者の増加に努める。

また、外国人観光客によるインバウンドの回復を見込み、参観灯台のリーフレット、燈光会ホームページ、航路標識周知板等の多言語化を進める。

- (2) 各支所詰所、案内板等の必要な改善等の整備を行う。

2 展示室業務

- (1) 航路標識資料の調査・収集・保存整備事業を実施し、資料の充実・拡大を図る。
- (2) 各展示室の必要な改善等の整備を行う。特に、都井岬灯台資料展示室における展示資料更新等の改修整備のほか、建物・施設等の計画的な予防保全を実施するとともに、大王埼灯台資料展示室等の水銀槽式回転灯器の水銀解消を行う。
- (3) 自治体等から委託を受け、施設の管理を行う。

3 その他の周知広報業務

- (1) 小中学生を対象として灯台のある風景をテーマとした灯台絵画コンテストを実施し、優秀者の表彰を行う。
- (2) 燈光会ホームページやインスタグラム等を活用し、より多くの市民が航路標識に対する関心を一層高めて貰えるよう周知広報に努める。特に、当会が運営するインスタグラムのフォロワー拡大を図る。
- (3) 灯台記念日行事を実施するとともに、航路標識事業の発展並びに航路標識事業に貢献した者の表彰を行う。
- (4) 灯台を核とする地域振興計画に協力し、灯台の多目的活用と航路標識事業の発展に努める。特に、出雲市で実施される灯台ワールドサミットに参画・支援するなど、地元関係者との連携事業の強化を図る。
- (5) 全国各地にある灯台資料館等の航路標識資料の充実や、地方自治体の資料

館設置や資料展示の要望等に協力するとともに、各地で行われる灯台写真展や航路標識関係の催しに対して積極的に助成・助言を行う。

- (6) 会誌「燈光」を定期的に発行、配付することによって航路標識事業に対する周知広報を行う。
- (7) 航路標識周知資料や技術資料、記念史誌等の資料の収集を行い、学術的資料の整備・充実を図る。
- (8) 歴史的航路標識資料の適正な整理・保存のため「航路標識資料データベース」の充実・拡大を図るとともに、燈光会ホームページでも公開する。
- (9) 灯台カレンダーや灯台グッズを作製、頒布することにより航路標識事業に対する周知広報を行う。
- (10) 航路標識周知板の老朽更新を進めるとともに、不用となった周知板の撤去を行う。
- (11) 冊子「のぼれる灯台 16 基」の改訂版を作製・配布する。
- (12) 賛助会員制度の周知を徹底し、賛助会員の拡大を図る。
- (13) 支所における参観寄付金の受領、記念品の販売に係るキャッシュレス化を、引き続き、進める。

II 互助事業

- (1) 会誌「燈光」を定期的に発行、配付する。
- (2) 灯台カレンダーを作製、配付する。
- (3) 海上保安学校本科情報システム課程及び管制課程への教材等の助成を行う。
- (4) 航路標識事業に対する功績で表彰された会員に、功労賞を授与する。
- (5) 航路標識業務に有用な資格を取得した会員に、奨励金を支給する。
- (6) 所要の要件の会員の子弟に対し、奨学金を貸与する。
- (7) 会員又はその遺族に対し、見舞金、弔慰金等を支給する。
- (8) 会員の慶事に祝電等をおくる。
- (9) 米寿を迎えた会員に記念品を贈呈する。